意　見　書　案　（令和４年９月定例議会）

No.	件　　名	提出会派	頁
1	旧「統一協会」世界平和統一家庭連合と岸田内閣の癒着解明を求める意見書（案）	日本共産党	1
2	東京五輪汚職疑惑の徹底解明を求める意見書（案）	日本共産党	2
3	学校給食の無償化を求める意見書（案）	日本共産党	3
4	１８才までの子どもの医療費の完全無料化を求める意見書（案）	日本共産党	4
5	女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）	公明党	5
6	ヒートポンプ給湯機の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書（案）	公明党	6
7	安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」の中止を求める意見書（案）	立憲無所属	7
8	旧統一教会等による霊感商法などの被害の防止・救済を求める意見書（案）	立憲無所属	8
9	コロナ後遺症及びワクチン後遺症への対応強化を求める意見書（案）	立憲無所属	9
10	都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の見送りを求める意見書（案）	立憲無所属	10
11	コロナ後遺症及びワクチン後遺症への対応強化を求める意見書（案）	創ｓｏｗ	11
12	安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書（案）	創ｓｏｗ	12
13	難民条約に基づいた適切な難民保護制度を確立し、出入国管理法改正案の再提出を行わないよう国に求める意見書（案）	創ｓｏｗ	13
14	核兵器禁止条約への批准を国に求める意見書（案）	創ｓｏｗ	14
15	安倍晋三元首相の国葬の撤回を求める意見書（案）	市民の広場	15
16	原発依存のエネルギー政策を進めることの見直しを求める意見書（案）	市民の広場	16

旧「統一協会」世界平和統一家庭連合と岸田内閣の癒着解明を求める意見書（案）

旧「統一協会」は「世界基督教統一神霊協会」として韓国で 1954 年５月１日に設立され開祖は文鮮明氏（2012 年死去)であり、現在の総裁は韓鶴子氏です。米国など世界で活動しており日本では 1959 年に設立され、1964 年に宗教法人の認証を受けています。

米国下院のフレイザー委員会最終報告（1978 年）によれば、文鮮明氏の宗教的目的は「世界的な『政教一致国家』を樹立するという目標、すなわち、教会と国家の分離を廃止し、神の直接のみちびきによって統治される世界秩序を樹立する」とされています。

政教一致国家の中心は文鮮明氏と韓国という位置づけで、その目的のために資金集めを担ったのが日本の旧「統一協会」であり、日本の信者をマインドコントロールで違法な霊感商法や集団結婚などで異常な高額献金に駆り立て、霊感商法の被害は続いています。全国霊感商法対策弁護士連絡会によると 1987 年から 2021 年までの霊感商法の被害総額は約 1237 億円にのぼり、旧「統一協会」がコンプライアンス（法令順守）を強化したと主張する 2009 年以降も被害は続いています。

霊感商法や集団結婚などで甚大な被害を出している反社会的カルト集団である旧「統一協会」と第２次岸田内閣の関係・接点は、各種メディアの調査によると閣僚・副大臣・政務官・官房副長官に就任した 76 人のうち 33 人（43%）が関係を認めています(８月末時点)。さらに、７月の参院選後、第１次安倍内閣で首相政務秘書官を務めた井上義行参院議員が旧「統一協会」の賛同会員であることが発覚した他、生稲晃子参院議員が萩生田光一自民党政調会長と旧「統一協会」の関連施設を訪問していたことも判明しました。

なかでも、旧「統一協会」との関係を「厳正に見直す」として実施された内閣改造で留任した山際大志郎経済再生担当大臣は、組閣前から関連団体に会費１万円を支出し、イベントにも出席していたことが指摘されていましたが、山際氏は当初、メディアへのコメントを拒否し、留任決定後に事実を認めています。さらにその後、2019 年 10 月、「後援　世界平和統一家庭連合」と明記された式典で挨拶していたこと、また、2010 年２月に韓国で開かれた「天宙平和連合」（文鮮明氏が創設）イベントプログラムに山際氏の名前が記載され、2016 年にはネパールで開かれた「天宙平和連合」の会合で出席しスピーチしていたことも明らかになりました。

このように自民党政権と旧「統一協会」の癒着関係は極めて深刻です。とりわけ、反社会的集団との深い結びつきを隠し、事実が明らかになると「断絶」を宣言してみせるといったやり方は、有権者への重大な背信行為であるとともに、岸田首相が旧「統一協会」と関係のある閣僚、副大臣、政務官などを任命した責任が問われています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、旧「統一協会」と関係をもったすべての閣僚、国会議員の実名を公表し、癒着関係の全容を解明するよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣　　宛て
衆議院議長
参議院議長

東京五輪汚職疑惑の徹底解明を求める意見書（案）

東京地検特捜部は８月 17 日、東京五輪・パラリンピック組織委員会の元理事・高橋治之容疑者を受託収賄容疑で逮捕しました。大会スポンサーだった紳士服大手 AOKI ホールディングスの前会長・青木拡憲容疑者ら３人も贈賄容疑で逮捕しました。高橋元理事には、スポンサー選定などをめぐって AOKI 側に便宜を図った見返りに、多額の資金を受け取った疑いがもたれています。政府が国策と位置付けた東京五輪が汚職の舞台になっていたことは深刻です。東京五輪は招致の際も不透明な金の動きが問題になっており、五輪マネーの闇の徹底解明が必要です。

高橋元理事は AOKI 側から東京五輪のスポンサー契約や公式ライセンス商品の契約で有利な取り計らいを受けたいと依頼されました。2017 年 10 月から 2022 年３月まで、高橋元理事が代表のコンサルタント会社に計 5,100 万円が振り込まれたとされます。

高橋元理事は広告大手「電通」の専務などを 2011 年まで勤め、電通退社後の 2014 年に東京五輪組織委員会の理事に就任しました。五輪組織委員会のマーケティング局は局長をはじめ電通からの出向者が多くを占めていました。OB として同社に強い影響力を持つ高橋元理事が AOKI 側の依頼を受け、電通側に審査の迅速化などを働きかけていたなどと指摘されています。AOKI 側から電通子会社を通じ元理事に渡った２億３千万円をめぐる疑惑も浮上しています。

スポンサー選定の過程などの情報は明らかにされていません。組織委員会は日本オリンピック委員会と東京都が設立した公益財団法人であり、情報公開制度の対象になっていません。組織委員会は、大会経費に関わる重要文書などを開示しないまま６月に解散しました。このような「ブラックボックス」が不透明な金の流れを隠し、汚職・腐敗をうむ土壌になったことは否定できません。資料を公開し、検証できるようにすべきです。疑惑をそのままに 2030 年の札幌冬季五輪招致を進めることなど到底許されません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、東京五輪汚職疑惑の徹底解明を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣　　宛て
衆議院議長
参議院議長

学校給食の無償化を求める意見書（案）

物価高騰が家計を直撃し、学校給食費を値上げする自治体が増え、子育て家庭の家計に重い負担となっています。

こうした中で、2022 年 3 月「子どもと教育・文化を守る京都府民会議」の全国調査では、回答のあった 44 都道府県で小・中学校の給食を無償化している自治体は 161 となっています。

学校給食法は食を通じた子どもの心身の健全な発達を目的とし、食育の推進をうたっています。学校給食は教育の一環として実施されているのです。保護者が負担する学校給食費は公立小中学校の場合年平均で約４．４万円です。副教材費など義務教育にかかるさまざまな費用の中で最も重い負担となっています（文部科学省調査、2016 年)。

政府はすでに約 70 年前、義務教育の無償を「できるだけ早く広範囲に実現」したいとして、学用品、学校給食費などの無償も考えていると答弁しています（1951 年、文部委員会での答弁)。

憲法 26 条は「義務教育は、これを無償とする」と定めていますが、現在無料なのは授業料と教科書だけです。すべての子どものすこやかな成長のために学校給食の無償化をはじめとした義務教育の完全無償化が必要です。

給食は、人間として豊かに生きるために必要なことを、食べる体験を積み重ねて学ぶ教育の場です。貧困によって、家に食べるものがなく、給食が唯一の栄養源という子どもたちもいます。忙しい生活、加工食品や外食の利用が増えるという食生活の変化が進む中、成長期の子どもたちの健康と人間的発達を保障する学校給食の役割はますます重要で、教育としての給食内容の充実が求められています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校教育の柱の一つでもある食育推進の効果も大きい給食費の無償化への支援を国の政策として行うことを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣　　宛て
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

１８才までの子どもの医療費の完全無料化を求める意見書（案）

東京都は 2023 年度から、子どもの医療費助成を 18 才まで拡大することを決めました。医療費助成の年齢引き上げは重要です。現時点で示されている内容は、所得制限と一部負担を設け、制度開始から３年間は全額都負担としていますが、それ以降は区市長村が半額を負担するというものです。

特別区長会は、2026 年度以降の財源について、都と協議を続けるなどとしながら、23 区では 18 歳までの医療費の完全無料化を行うことを発表しました。しかし、現状でも 23 区と多摩・島しょ地域では格差があり、新たな多摩格差を生じさせるようなことは、あってはなりません。

東京のどこに住んでいても、都民への支援は平等にすべきです。現在の中学校までの義務教育就学児の医療費助成でも、23 区は完全無料化されていますが、26 市では 11 市ですべての年齢で所得制限があり、６市で一部年齢での所得制限が設けられており、23 市で通院時の一部自己負担があります。

暮らしが厳しくなっている中、住むところによらず、お金の心配なく子育てできるようにすることは、ますます切実です。東京都は、区市町村任せにすることなく、財政支出を行い、完全無料化を行うべきです。

よって、文京区議会は、東京都に対し、18 才までの子どもの医療費の完全無料化を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

東京都知事　　宛て

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移行支援を図る観点から極めて重要です。政府は本年４月 26 日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととしました。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところです。

よって文京区議会は政府に対し、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求めます。

記

１　現時点では取組事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。

２　テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。

３　全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらＯＪＴ等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。

４　テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。

５　本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

財務大臣
経済産業大臣
デジタル大臣　　宛て
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
デジタル田園都市国家構想担当大臣

ヒートポンプ給湯機の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書（案）

近年、低周波音による苦情相談が増える傾向にあります。かつて、消費者庁の消費者安全調査委員会により、ヒートポンプ給湯機と健康症状の関連性について調査が実施され、その結果が報告書としてまとめられました。ここで低周波音による健康被害には個人差のあるものの、不眠、倦怠感、頭痛、吐き気、イライラなどの様々な症状が発症している可能性が公になりました。

その後、消費者庁では低周波リスク低減のための対策を講じるように関係省庁に協力を求め、これを受けて経済産業省では、日本冷凍空調工業会の協力のもと、同工業会が作成した「家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」の周知を会員各社等へ図りました。しかし、このガイドブックの周知が不十分である可能性があり、消費者は未だ低周波音のリスクにさらされている状況にあります。

現在、ヒートポンプ給湯機は夜間電力の有効活用と温室効果ガスの削減においても広く世間で活用されている機器であり、ガイドブックに沿った安全かつ適切な設置を確実に進め、消費者の低周波音による健康被害を未然に防ぐことが重要であります。さらに、低周波音により身体的・精神的な苦痛を味わっている方々に対して、丁寧な対応とともに、その人体への影響についても解明が求められています。

よって文京区議会は政府に対し、下記の事項について適切に取組を進められるよう強く要望いたします。

記

1　国は低周波音による消費者被害の未然防止策として関係業界団体等との連携を密に、住宅業者や設置業者への「家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」の周知徹底を図ること。

2　消費者安全調査委員会の意見を踏まえ、都道府県単位で専門窓口を設置し、国、都道府県・市町村相互の連携を強化し、被害者を孤立させない体制を整えること。

3　低周波音による人体への影響について、欧州など諸外国の科学的知見の収集に努めると同時に、それら等を駆使して一層の解明に向けた研究を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣　　宛て
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」の中止を求める意見書（案）

岸田内閣は、本年９月 27 日に安倍元首相の「国葬」を行うと決定しました。これは、法律の問題、民主主義の観点、国民の思想・信条の自由の観点からも、重大な懸念があります。

そもそも「国葬」は、明治憲法下において「国葬令」に基づき行われていました。その後「国葬令」は、1947 年失効しています。「国葬」を行うこと、その経費を全額国費から支出することは、なんら法的根拠がありません。政府は「法的根拠は不要」との見解ですが、国が国費を使うことは、法に則ることは当然であり、明らかに権力の乱用になります。

１人の政治家の死を葬儀の場で悼むことは、主義主張に関わりなく行われて然るべきです。安倍元首相の葬儀は既に親族において執り行われています。それにもかかわらず、政府が敢えてそれとは別に、閣議決定により「国葬」という儀式を執り行うならば、その意味と目的が国民に問われるべきです。また、国葬のあり方や予算などの規模なども、国会を開き十分な審議と、国民からの声を生かすことは可能でした。しかし、一方的な、閣議決定で押し切る行為は、民主主義の否定でしかありません。

「国葬」について、「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」としています。政府が特定の政治家についてその業績を一方的に高く評価し、その評価を讃える儀式として「国葬」を国費によって行うことは、その政治家に対する政府の評価を国是として広く一般国民にも同調を求めることになります。その政治家への評価は、国民の一人ひとりが自らの意思で判断すべきことです。各種世論調査においても、国葬開催に反対または疑念の声が、1 社以外は「賛成」の声を上回っています。

こうした状況を踏まえ、文京区議会は、政府及び国会に対し、安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」の中止を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
衆議院議長　　宛て
参議院議長

旧統一教会等による霊感商法などの被害の防止・救済を求める意見書（案）

旧統一教会（旧世界基督教統一神霊協会、現世界平和統一家庭連合）は、その信者が、宗教団体であることや教義を隠して信者を勧誘し、多額の献金を強要したり、虚偽の説明や威迫的言動で印鑑や壺などを高額で売りつけたりするなどの活動を行い、信者が逮捕され、団体に対し献金の返金などを命じる判決がされるなどの事案を多数発生させています。全国霊感商法対策弁護士連絡会によると、2010 年以降の被害額は約 138 億円にものぼると報告されています。

旧統一教会が多額の被害を発生させてきたにもかかわらず、政治家が教団の友好・関連団体が催したイベントに出席し、祝電を送るなどの形で接点を持ち、旧統一教会の活動に「おすみつき」を与える結果を生じさせてきました。これまでの被害発生を放置してきたことは、明らかに政治・行政の不備不作為です。被害実態の把握を早急に進めるとともに、現行法制度を最大限活用し、弾力的な救済を行うことが求められています。

また、本人の意思で行われた寄付やお布施、献金については「契約」ではなく、個人の意思表示のみで成立する「単独行為」にあたることや、消費者契約法の適応外の場合があるなど、法的な面で曖昧にされています。

こうした状況をふまえ、文京区議会は政府及び国会に対し、旧統一教会等による被害の防止・救済を実現するため、以下の対策を求めます。

記

1　信者になり財産を収奪されるなどの被害を被っている被害者を団体から引き離すためには、専門的な支援が必要であるため、被害救済を行う専門家や団体と庁省との連携及び支援を求める。

2　悪質な業者による契約被害をなくし、消費者契約法の抜本的見直しを行うこと。また、取引の取消しを可能とすることや、第三者からの取消しの申立てを可能とする法整備を求める。

3　成人となる前後の学生等が反社会的活動団体のターゲットになっていると指摘されているため、学生等が経験・情報不足などにより反社会的活動に取り込まれることなどがないよう、高等学校・大学等教育機関による周知・啓発の実施支援を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
衆議院議長
参議院議長

宛て

コロナ後遺症及びワクチン後遺症への対応強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症から回復した後も、長期にわたって疲労感、呼吸困難、筋力の低下、記憶障害などの後遺症（コロナ後遺症）に苦しむ人が多いことが、厚生労働省研究班の大規模調査で判明しました。不安や抑うつ、恐怖感、睡眠障害、味覚・嗅覚障害の傾向が強いことも報告されています。また、「ブレインフォグ（脳の霧）」や、コロナ後遺症によって活力が低下し、仕事の能率が下がったと自覚する人もいます。

また、新型コロナワクチンの接種が進む一方で、接種後の体調不良や歩行困難、関節痛、慢性疲労等の遷延する症状（いわゆるワクチン後遺症）を訴える人も少なくありません。

その一方で、検査をしても異常が見つからない患者もおり、患者が医療機関間をたらい回しにされる事例もあります。コロナ後遺症やワクチン後遺症に対する医療者や周囲の理解不足が患者をさらに苦しめています。通常の保険診療であることから、医療費の負担も重くのしかかります。そもそも発症の仕組みはいまだに解明されておらず、どんな症状がどんな人に起こるのか、どれだけ長く続くのかについてもわかっておらず、効果的な治療法も確立していません。

爆発的に感染が広がったオミクロン株による後遺症患者や、ワクチン後遺症患者が今後さらに増える可能性があり、対応を強化する必要があります。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、悩んでいる患者に寄り添い、以下の施策を実施することを強く求めます。

記

1　新型コロナウイルス感染症の後遺症及びワクチン後遺症に悩む人を専門的に診察できる機関を早急に育成すること。その治療方針等を基に、地域の医療機関で迅速に治療を受けられるようにすること。

2　新型コロナウイルス感染症の後遺症及びワクチン後遺症の影響で仕事を失ったり休業を余儀なくされたりする人が相次いでいることから、職場への復帰や再就職、福祉施策と結びつけた支援を行うこと。

3　新型コロナウイルス感染症の後遺症及びワクチン後遺症への理解・啓発を行うとともに、社会全体で認識を深め、患者が孤立することがないよう積極的な情報発信を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
ワクチン接種推進担当大臣　　宛て
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣
衆議院議長
参議院議長

都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の見送りを求める意見書（案）

東京都教育委員会は令和４年 11 月 27 日に英語スピーキングテスト（ＥＳＡＴ―Ｊ）を実施し、その結果を都立高校入試に使用する予定です。この英語スピーキングテストについては、以下の点で問題があります。

一つ目は、中学生の進路決定が混乱することです。テストの実施は 11 月、結果が返されるのが１月です。通例、志望校を決める年内の三者面談に間に合わないうえ、点数によっては受験校を変える必要があり、受験生や保護者にストレスがかかります。

二つ目は、東京都の中学３年生・約８万人の生徒の採点の公平性が保たれるのかという問題です。総合得点100 点満点をＡからＦの６段階に分け、20点満点でそれぞれの段階が４点差となるため、１点刻みで合格者を選抜する入試制度にはそぐいません。

三つ目は、テストの公平性の問題です。ＥＳＡＴ―Ｊは、(株)ベネッセコーポレーションが実施しているＧＴＥＣに酷似しており、対策として塾に通う生徒が出てくると考えると、家庭の経済格差が生徒の学力格差につながる可能性や、すでにＧＴＥＣを実施している自治体の生徒の方が、受験において有利となる可能性があります。

四つ目は、様々な事情でテストを受けられない場合の対応です。不受験者については学力検査において同点者の平均点を加算するとしますが、不受験者の順位が筆記上位の受験生の総合得点を逆転する可能性もあり、公平公正とは言えません。

五つ目は、進路説明会などで十分な説明がないまま、個人情報の登録が始まっていることです。登録サイトは（株）ベネッセコーポレーションが運営しており、公立中学に通う全ての生徒と都立受験予定者の名前と顔写真、テスト結果が委ねられ、個人情報の漏洩も心配されます。

六つ目は、結果の開示請求ができないことです。受験生は何を間違えたか分からず、英語能力の向上につながらないうえ、採点ミスも検証できません。

七つ目は、当日の受験者が前半実施組と後半実施組の２組に分けられ、同一のタブレット端末が使い回される問題です。前半か後半かは当日現場に行くまで知らされないため、コンディションが違って不公平のうえ、受験者を分けることで問題漏洩の危険性も高まります

よって、文京区議会は、東京都及び東京都教育委員会に対し、英語スピーキングテストの都立高校入試への導入の見送りを強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

東京都知事
東京都教育委員会教育長　　宛て

コロナ後遺症及びワクチン後遺症への対応強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症から回復した後も、長期にわたって疲労感、呼吸困難、筋力の低下、記憶障害などの後遺症（コロナ後遺症）に苦しむ人が多いことが、厚生労働省研究班の大規模調査で分かってきました。不安や抑うつ、恐怖感、睡眠障害の傾向が強かったことも特徴的です。「ブレインフォグ（脳の霧）」の報告もあります。コロナ後遺症によって活力が低下し、仕事の能率が下がったと自覚する人もいます。

また、新型コロナワクチンの接種が進む一方で、接種後の体調不良や歩行困難、関節痛、慢性疲労等の遷延する症状（いわゆるワクチン後遺症）を訴える人も少なくありません。

その一方で、検査をしても異常が見つからない患者もおり、患者が医療機関間をたらい回しにされる事例もあります。コロナ後遺症やワクチン後遺症に対する医療者や周囲の理解不足が患者をさらに苦しめています。通常の保険診療であることから、医療費の負担も重くのしかかります。そもそも発症の仕組みはいまだに解明されておらず、どんな症状がどんな人に起こるのか、どれだけ長く続くのかについてもわかっておらず、効果的な治療法も確立していません。

爆発的に感染が広がったオミクロン株による後遺症患者や、ワクチン後遺症患者が今後さらに増える可能性があり、対応を強化する必要があります。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、悩んでいる患者に寄り添い、以下の施策を実施することを強く求めます。

記

1　新型コロナウイルス感染症の後遺症及びワクチン後遺症に悩む人の相談体制を整備するとともに、診療する医療機関を拡充するなど、地域の医療機関で迅速に治療を受けられるようにすること。

2　新型コロナウイルス感染症の後遺症及びワクチン後遺症の影響で仕事を失ったり休業を余儀なくされたりする人が相次いでいることから、職場への復帰や再就職、福祉施策と結びつけた支援を行うこと。

3　新型コロナウイルス感染症の後遺症及びワクチン後遺症への理解・啓発を行うとともに、社会全体で認識を深め、患者が孤立することがないよう積極的な情報発信を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
ワクチン接種推進担当大臣　　宛て
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣
衆議院議長
参議院議長

安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書（案）

政府は、参議院議員選挙期間中に奈良市内で銃撃され死亡した安倍晋三元内閣総理大臣の国葬を、９月 27 日に日本武道館で実施することを閣議決定しました。安倍氏が銃撃を受け殺害されたことは、決して許すことのできない暴挙であり最も強い言葉で非難するとともに、安倍氏のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

しかし、国葬とすることについては、次のとおり問題があります。

第一に、国葬の法的根拠がありません。戦前、国葬は個別の勅令、大正 15 年以降は国葬令に基づき行われましたが、これらは日本国憲法に適合しないものとして、すでに失効しています。今回、政府は、内閣府設置法を根拠とするとしていますが、この法律は、いわゆる組織法であり、国の儀式の事務は内閣府が所管すると記しているだけです。国葬の実施対象や形式などを定めた法令は存在しません。

第二に、国葬の費用が、国会の議論を経ることなく支出される予備費で賄われることになると、財政民主主義の精神にもとることが挙げられます。７月 22 日の国葬実施の閣議決定から、国葬当日までは２か月以上あります。補正予算を編成し、国会で議論することも可能なはずです。

第三に、国民の見方が大きく分かれている点です。岸田総理は記者会見で、国葬を行う理由について、「卓越したリーダーシップと実行力があった」などとしましたが、安倍元総理の政治的立場や政治姿勢については国民の間でも評価が大きく分かれています。国葬についても、マスコミ各社の世論調査で賛否が分かれています。

第四に、国葬に伴い国民に弔旗掲揚や黙とうなどの弔意の表明を求める場合、国民の内心の自由を侵害する恐れもあります。

こうした状況下で、十分な国会審議を経ないばかりか、各党各会派の合意もなく政府・与党の判断だけで国葬を行うことがあってはなりません。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、安倍晋三元内閣総理大臣の国葬を中止することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
内閣官房長官
衆議院議長　　宛て
参議院議長

難民条約に基づいた適切な難民保護制度を確立し、
出入国管理法改正案の再提出を行わないよう国に求める意見書（案）

2022 年２月のロシアによるウクライナ侵攻により、戦火を逃れ多くのウクライナの方たちが来日されています。国や自治体はこのウクライナから避難された方たちのために特別な支援措置等を設け、対応を行っています。

一方で、ウクライナからの退避者については、難民として受け入れるのではなく、難民に準じて保護する仕組みである補完的保護制度の導入も検討されています。

従前から言われているように、日本の難民認定は難民申請をされる外国の方にとって極めてハードルが高く、難民であることの証明を厳しく求められ、申請者が日本での生活の中で人権が制限されてきたことは事実であり、国際的にも批判を浴び、国内の司法においてもその流れを汲んだ判決が出ています。

しかし、７月の法務大臣会見において、迫害の恐れがある国への送還を禁じた難民条約違反のおそれのある出入国管理法改正案再提出に未だに意欲を見せています。

国は 1981 年に批准した難民条約に基づき、適切な難民保護制度を確立し、ウクライナだけではなく、広く母国で迫害等を受け、日本に逃れてきた方たちを保護するための人道的な出入国管理制度及び難民認定制度への抜本的改革を早急に行うべきです。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、以下の３点を含む出入国管理制度及び難民認定制度の改善を求めます。

記

１　人権に配慮のない長期にわたる収容を防ぐために、収容要件及び収容期間の上限を定め、裁判所によって収容の可否及び期間を審査する制度を創設すること。

２　送還により命の危険にさらされる紛争地から逃れてきた外国人を適切に保護する定義を規定すること。

３　難民の保護を十分に行いながら難民認定手続きを行う組織を出入国在留管理庁とは別に設置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣　　宛て
衆議院議長
参議院議長

核兵器禁止条約への批准を国に求める意見書（案）

2022 年２月のロシアによるウクライナ侵攻を皮切りに世界の平和及び各国の核への姿勢に動揺が続いています。

そのような世界情勢の中、８月１日から 26 日まで、ニューヨークの国連本部で、第 10 回核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）運用検討会議が７年ぶりに開かれ、広島にルーツを持つ岸田首相自らがヒロシマ・アクション・プランを含む「核兵器のない世界」、核軍縮への強い思いを一般討論演説で表明しました。

しかしながら、最終文案はロシアのみの反対により合意に至らず、岸田首相が外務大臣時代に臨んだ前回、中東の非核化を目指す内容に米・英・カナダが反対した 2015 年会議に続き、二回連続の決裂となりました。

この結果を受け、グテーレス国連事務総長が落胆と遺憾の意を表明し、また、広島・長崎の被爆者団体も失望や現在のＮＰＴ体制や日本政府の対応に疑問の声を上げています。

さらに、核兵器廃絶国際キャンペーン（ＩＣＡＮ）はこの会議を失敗だと訴え、ロシアのウクライナ侵攻や核威嚇を明確に批判できていないと非難し、ＮＰＴや各国政府の対応の信頼性に懐疑を示しています。

林外務大臣は談話で「ＮＰＴが核軍縮に向けた唯一の現実的な取組であるとの信念」を持つと述べていますが、それどころかＮＰＴへの信頼感は大きく揺らいでおり、ＮＰＴではなく、核兵器禁止条約による世界の核軍縮を呼びかける必要性が強まっています。

2023 年にはG7 サミットが日本主催で広島市で行われる予定であり、岸田首相は「広島の地から、核兵器の惨禍を二度と起こさないとの力強いコミットメントを世界に示したい」と意欲を見せています。被爆地ヒロシマで開催する意義を考えても、日本として、開催前に核兵器禁止条約に批准することは、日本が憲法前文で目指す「国際社会において名誉ある地位を占め」続けるために必須の条件と考えます。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、以下のことを求めます。

記

１　核兵器禁止条約を批准すること。

２　批准前においては核兵器禁止条約締結国会議にオブザーバーとして参加すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
外務大臣
衆議院議長　　宛て
参議院議長

安倍晋三元首相の国葬の撤回を求める意見書（案）

2022 年７月８日、参議院選挙の応援演説中に安倍晋三元首相が銃撃され死亡しました。いかなる理由があろうとも、暴力により人命を奪うことは断じてゆるされることではありません。

７月 22 日に岸田内閣が突如、安倍元首相の「国葬」を９月 27 日に執り行うことを、議論のないまま閣議決定しました。「国葬令」の失効により既に廃止されている「国葬」を「国の儀式」に含める解釈は法的根拠がありません。政府は「国葬」にする理由として、「歴代最長の任期期間と、内政、外交での大きな実績」を挙げていますが、憲法を逸脱した施策や法の制定（集団的自衛権の閣議決定、安保法制、特定秘密保護法、共謀罪法の制定）、森友学園の係る公文書改ざんや桜を見る会など、真相解明が必要な多くの問題を残しています。これらの安倍内閣の各政策を国に対する功績と評価して安倍元首相の「国葬」を行うことは、立憲主義及び憲法の基本理念を揺るがすものです。

岸田内閣の恣意的な判断によって、国会の審議を経ずに政府が使い道を決められる一般予備費に、国葬とされる儀式の費用 2.5 億円を計上することを８月 26 日の閣議で決定したことは、国の財政権限を国会決議に基づかせる憲法第 83 条違反となります。

政府は「国葬」においては、国民に対し弔意の表明や黙祷等は求めないとしていますが、国費によって「国葬」を行うことは、半旗の掲揚等を求めるような、忖度と同調を求めることにつながりかねません。

何よりも「国葬」に対する国民の反対の声や行動が日々高まっていることに耳を傾けるべきです。

よって文京区議会は、政府に対し、安倍晋三元首相の「国葬」に反対し、撤回を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣　宛て

原発依存のエネルギー政策を進めることの見直しを求める意見書（案）

８月 24 日に開催された「ＧＸ＝グリーントランスフォーメーション実行会議」において、岸田首相は、福島第一原子力発電所事故以来掲げてきた「原発の新増設や建て替えは想定していない」というこれまでの原発政策を大転換する方針を明らかにしました。

突如の大転換は、福島の原発事故の重い教訓を忘れたかのように、「原発の新増設」「原発の法定寿命の延長」「再稼働」を政策の柱としています。

しかし、この政策転換には大きな問題があります。新増設として導入を目指す原発は従来の軽水炉を改良する「革新軽水炉」や「小型モジュール炉」など次世代型ですが、海外での実証試験の段階で、安全性も経済性も未知数で、商業発電として確立されていません。

また、福島原発の事故後、原発の運転期間を原則 40 年間と定め、1 回限り 20 年間延長できる法改正が行われましたが、更なる延長にあたる 60 年超の原発の運転の法定寿命延長について、原子力規制委員会の更田委員長は、「技術的に詳細な議論が必要。地震の多い日本は海外に引きずられるべきではない」と述べています。

再稼働については、原発新規制基準に適合したものの、再稼働に至っていない５原発７基を来年夏から冬以降に再稼働させる目標を設定していますが、避難計画作成が難航している日本原子力発電東海第二原発、テロ対策不備が改善されない東電柏崎刈羽原発等は安全性に対する不安を抱える住民の反対を無視することはできません。

脱炭素やロシアのウクライナ侵攻などで、電力供給が逼迫していることが背景にあるとしていますが、国民に対する説明責任を果たしていません。

原発は使用済み核燃料を処理して再利用していますが、核燃料サイクルがうまくいかず、「核のゴミ」の最終処分方法も決まっていません。原発自体が気候変動に対して脆弱であることは、熱波で原発を止めたフランスに見るように、海水温、気温上昇、海面上昇、山火事、洪水などに影響を受けます。電力不足を補うため稼働せよという声もありますが、エネルギー輸入の必要が無く、潜在力の高い再生可能エネルギーの充実が必要であり、蓄電技術の向上や緊急時に節電に協力するＤＲシステムの推進など、原発に頼らない多くの手法が検討されていません。

よって文京区議会は、政府に対し、国民への説明責任を果たさず、再生可能エネルギーの充実を図ることもなく、原発依存へのエネルギー政策を進めることを見直すことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
経済産業大臣　　宛て
環境大臣